

第 4 回懇談会「ご意見シート」(その 2)について

1 資料の貸出期間について

練馬区では資料の貸出期間を、図書 3 週間、CD など 2 週間としています。一方、23 区では練馬区と墨田区を除くすべての区で、図書は 2 週間または 15 日としています。
これは、貸出期間を短くすることで、予約をした資料や雑誌を早く提供し資料の有効活用を図るためです。
練馬区でも貸出期間の短縮を検討しているところですが、利用者からは「予約の順番がなかなか回ってこないで 2 週間にして欲しい」「雑誌は順番が回ってきたときには情報が古くなっている」というご意見の一方で、「3 週間という期間はゆっくり読めていい」「頻繁に図書館に行けないので短くなると借りにくくなる」というご意見もあります。
どちらにも良い点と悪い点があるところですが、23 区や近隣市で 2 週間が大勢を占めていることから、練馬区でも 2 週間への変更を検討しているところです。
貸出期間、貸出や予約点数などを含めたご意見をお聞かせください。

[ご意見シート]

「ご意見シート」の意見	
1	貸出期間について、資料の絶対数とのバランスの問題で、いったん 2 週間に変更した場合、その効果を実感するのは、いつになるだろうか。むずかしい問題である。現状を支持する。
2	システムとして、2 週間に短縮してしまうと、延長しても 4 週間までしか借りられなくなり、課題解決のために複数冊平行して読むには短すぎます。 また、仕事を抱えて育児をするなど、時間に追われる人が多いので、返却ポストを設置するなどのサービスと合わせて実施されれば、実行性もあがるでしょうが、今のままでは図書館側も期限切れの督促の仕事が多くなるだけではないでしょうか。 期限までは意味なく手元においておく人もいますので、条件は 3 週間 10 冊と変えず、「読み終わった本は早く返す」という意識改革を当面の目標とすることを提案します。
3	貸出期間については一長一短があると思いますが、他区で大勢を占めている 2 週間で良いと思います。なぜならば出来るだけ多くの区民が有効利用するためには 1 人が長期間占有すべきではないと考えます。どうしても長く借りたいなら、期日で一旦返し予約者がなければ再度借りることではいいのでは。 予約点数については現状のままで良いと思います。
4	基本的には 2 週間に短縮することに賛成です。以下のような便宜を図ってくださればさらにいいと思います。 予約していた順番待ちの本が運悪く 1 度にどっと来たことがあります。順番をずらしてくださいとお願いましたが、新規予約扱いになるとのことでした。長期旅行の期間と重なったこともあります。こういう場合にうまく調整していただけないものでしょうか。 有料でも(着払いとか)自宅に送っていただけると、都合のいい時があります。 年末年始、図書整理のための休館期間などがあると、貸出期間が長くなりますが、2 週間を過ぎた本は一斉に休館日明けを返却期限とすることは、技術的に困難なのでしょう。
5	貸出し期間については、資料のボリュームを考慮しなければならない。視覚障害者への資料については、平均 1 ヶ月となっているのでその点は変更する必要はない。予約者がいない場合には、再貸出し継続を認めるべきです。

「ご意見シート」の意見	
6	<p>10冊まで借りられるので、ゆっくり読みたい方には、3週間貸出は便利であったが、練馬区で2週間の変更を検討しているならば、2週間に変更賛成。</p> <p>今は慣れたが、当初3週間は長いように感じた。</p> <p>3週間でも2週間でも、良い点悪い点があるとのことで、賛成反対の意見が出るのは当然、また、既存のルールを変更する場合、少なからず、反発はあるかと思う。</p> <p>他区が、2週間が多いということなので、もし、3週間 2週間へ変更した区があれば、その際の問題点や課題などをどのように解決し、サービス向上に生かしたかをリサーチし、同じような問題を抱えないよう、またサービスの低下という印象を与えないよう、予め、手を打つことも可能ではないか。</p>
7	<p>個人的には現状で満足しています。</p> <p>早く返却してくれる利用者が得をする仕組みをつくってもおもしろいのではないのでしょうか。</p>
8	<p>臨機応変ではありませんが、基本は2週間にして、新刊や雑誌などは逆に1週間、旧刊や予約のない本などは、4週間（希望により）とするのはやはりお手間ででしょうか。</p>
9	<p>2週間でも長いと感じる方もいれば、3週間でも短いと感じる方もいる事と思います。本の返却が滞りなく行われる期間と考えれば、2週間くらいが妥当な気がします。</p>

2 DVD資料の所蔵について

練馬区では視聴覚資料は、CDのほか、ビデオ、カセットテープ、レコードの貸出しを行っています。また、今年度から行政機関が作成したDVDの貸出しを始めました。

現在、映像資料としてビデオの所蔵と貸出しを行っています。ビデオテープでの新作の発売はなく、また再生機を持っていない家庭も多いことから、DVD資料の所蔵と貸出しを求める声が増えています。

しかし、映像資料は著作権の関係で貸出しに供することができるものは1万円前後のものが多く、利用者の希望に応えられるだけの資料を所蔵するには相当の費用が必要となるため、図書資料の購入が抑制されてしまいます。また、映像資料は民間事業者のレンタル事業も進んでおり、公共図書館で所蔵する必要性も考えなければなりません。

DVD資料の所蔵や貸出しについてご意見をお聞かせください。

[ご意見シート]

「ご意見シート」の意見	
1	利用者の希望について、慎重に。
2	DVDは確かに看過できないメディアですが、民間業者が取り扱っており、安価で手軽に入手できます。また、電子メディアの分野は技術革新が速く、いつまでDVDが主流か不透明です。公立図書館は資料費を圧迫するDVDの収集には慎重な姿勢で臨み、当面見合わせた方がいいと思います。
3	図書館の中心は図書資料の充実であり、その購入に一番予算を充てるべきで、映像資料については民間のレンタル事業もかなり増えており、公共図書館でまかなえない部分はそちらに補っていただくことも必要ではないでしょうか。 所蔵については全てを所蔵する予算がなければある程度の制約があってもいいかと思えます。
4	民間で借りられるものは、公共図書館で貸し出す必要はないと思います。
5	市販のDVDに関しては、所蔵する必要を認めません。民間レンタル業者を利用すればいい。公共体作成のビデオテープに関しては早期にDVD化すべきで予算も考慮していただきたい。公共情報に関しては、今後DVDを作成していただきたいです。
6	もちろん、無料で、借りられるのは便利ではあるし、DVD目的で、図書館に脚を運ぶ利用者も増えると思うので、予算に余裕があれば、DVDの所蔵は、ありがたいサービスだと思う。が、図書資料の購入を抑えてまで、そろえる必要はないのではないかと。 例えば、耳の不自由な方や、ご年配の方、民間のレンタル業者を利用できない状態の方向けのDVDなどは、優先的に揃えてもよいのでは？ 将来的に、映像資料は、ダウンロードでの貸出（欧米の公共図書館で実施中）が実現できればよいと思う。
7	紙の書籍と違い、視聴覚資料はCDやDVD(ソフトウェア)の他に再生機(ハードウェア)が必要です。ビデオテープがソフトウェア・ハードウェアともに手に入りやすくなりましたが、それはDVDにも言えることで数年後には再生機を持っていない家庭が増え、ソフトウェアもブルーレイやネット配信に移行し、現在と同じ問題がまた起こります。 ツタヤでは60歳以上無料というサービスも始めましたし、DVDに関してはレンタル事業者にまかせて図書館では取り扱わない。またはタブレット情報端末で館内だけで観れる(聴ける)ようにネット配信事業者と提携し、使用した分だけ支払うといった方法がよいと思います。
8	幅を広げるには購入費が高みますし、所蔵する場所の問題もあると思いますので、必要がないとは思いますが、現状はそこまでしなくても(公共性をもって)良いかと思えます。
9	DVD資料と言ってもその種類は多岐にわたると思います。コストパフォーマンスや在庫の事を考えて多くの資料を保管できないのであれば、利用者の希望する物から順に揃えていくのもありかと思えます。

3 利用者の区分けについて

練馬区立図書館の利用登録は、練馬区に在住、在勤、在学されているか、隣接区市に在住の方を対象にしていますが、最近では登録要件を設けない自治体も出てきています。

在住や在勤ではない場合でも、住所の確認ができれば資料をお貸しできるようにすることで、乗換駅で本が借りられたり、資料の相互貸借ができない視聴覚資料を借りることができるなど、利用者には利点があります。

また、登録要件とは別に在住者とそれ以外とを分け、所蔵していない資料の予約や他自治体からの取り寄せを在住者に限ったり、貸出しや予約の点数を変えるなど、在住者とそれ以外の利用者の差別化を図る自治体も出てきています。

予約が集中する資料を自区の利用者が借りやすくなったり、資料の取り寄せに費用がかかる場合は在住の利用者に限定するなど、区民の利便性を向上するものです。

登録要件の変更や、練馬区在住の利用者とそれ以外の利用者との差別化についてご意見をお聞かせください。

[ご意見シート]

「ご意見シート」の意見	
1	時期尚早と考えます。
2	税金で購入した資料ですから、練馬区に在住、在勤、在学されているか、隣接区市に在住の方を登録条件にしているのは当然だと思います。練馬区の図書館が他の区から借入資料と貸出資料を比べると、貸出資料がやや多いようです。練馬区は1人当たりの資料数が少ないとはいえ、71万人もいるのですから、全体の資料数は多いわけですから、登録条件撤廃は練馬区民にとってはメリットより、デメリットの方が多くはないかと思えます。 資料の取り寄せに費用がかかる場合に、他区市の利用者にも同じサービスを提供することは気になりますが、練馬区の住民が隣接区市で同様のサービスを受けている例もあるでしょうから、お互い様という考え方を前提として、登録条件が設定されているようです。ですから練馬区在住の利用者とそれ以外の利用者とのサービスの差別化は不要、管理面では極力煩雑さをさけ、簡易なルールで運営すべきと考えます。
3	利用者の利便性から考えると在住在勤にこだわらず、どなたでもOKとするべきでしょうが、納税している住民としては在住の利用者とそれ以外の利用者には何らかの差別化（例えば貸出し本の点数に差を設ける）をはかる方が納得いくと思えます。
4	在住者とそれ以外の方々を差別化して、在住者にとって現在よりもあまり不利にならないように配慮すれば、広く登録していただくことに賛成です。
5	登録制度は維持しなければ納税者の権利としての図書館の利用が原則なので、税を負担するという意識がうすれます。登録制度をゆるめるならば、適当な規制は必要と思えます。法を遵守する意識も失われてしまうでしょう。
6	登録要件の変更など、新たなサービス展開に賛成。 登録要件の変更によって、どの程度、現在の利用者に影響がでることを想定しているのかわからないが、サービス低下につながらなければ、それほど大きい差別化を図らなくてもよいのではないかと。 例にあるように、予約が集中する資料を自区優先にしたり、費用が発生する取り寄せは、在住限定など、練馬区に税金を納めている方が、多少、利用しやすい状態であることは必要だと思う。
7	登録要件を設けない区市が多ければ多いほど利便性が増し、利用者も増えていくと思えます。練馬区も早期に実施し、他の区市に呼びかける位やってほしいです。
8	視聴覚資料は区分けせずに、利用者の最寄りの図書館がどこへでも貸せるし、借りられるようにした方が良いように思います。 予約が集中する資料は、たぶんどこでも人気があると思うので、垣根を越えて貸出すと作業が煩雑になるのでは？ 差別化の内容が細かすぎると利用者もわかりにくいと思えます。